

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年8月1日

盛岡地方法務局花巻支局

登記官 大和田 完 一
(公印省略)

記

1 手続番号

第4001-2024-0001号

表題部所有者不明土地に係る所在事項

花巻市御田屋町68番

2 手続番号

第4001-2024-0002号

表題部所有者不明土地に係る所在事項

花巻市御田屋町69番

3 手続番号

第4001-2024-0003号

表題部所有者不明土地に係る所在事項

花巻市御田屋町70番

4 手続番号

第4001-2024-0004号

表題部所有者不明土地に係る所在事項

花巻市御田屋町71番

5 手続番号

第4001-2024-0005号

表題部所有者不明土地に係る所在事項

花巻市御田屋町72番7

6 手続番号

第4001-2024-0006号

表題部所有者不明土地に係る所在事項

花巻市御田屋町73番

7 手続番号

第4001-2024-0007号

表題部所有者不明土地に係る所在事項

花巻市御田屋町74番